

生活保護法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の施行による生活保護法（昭和25年法律第144号）の改正により、同法に規定する「進学準備給付金」が「進学・就労準備給付金」に改められた。

これに伴い、生活保護法施行細則（平成2年千葉県規則第33号）に関し、所要の規定の整理を行った。

2 改正要旨

（1）本則の改正部分

様式の整備に伴い、第十条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中の「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めた。

（2）様式の整備

第二十九号様式から第三十一号様式までに関し、生活保護法の改正に伴う用語の整理等の様式の整備を行った。

3 施行期日

令和6年8月30日